

平成27年第3回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成27年6月4日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

## 1, 議事日程

### 日 程 1. 一般質問

#### 〔1〕 11番 濱議員

1. 認知症の予防対策について
  - (1) 認知症の理解とその啓蒙について。
  - (2) 早期発見と治療の取り組みについて。
2. 身近に利用できる野外活動施設について
  - (1) 町内に家族等で楽しめるバーベキューなどの設備のある施設設置について。
  - (2) 災害時に備えての研修・訓練の充実について。
3. 町内の事業所・勤労者の就労実態について
  - (1) 労働基準法順守・労働者に不利な雇用実態について。
  - (2) 町内の事業所での、就労規則や雇用形態・時間外勤務の実態と勤労者（町民）の雇用を保護・支援するための施策の充実について。

#### 〔2〕 1番 宮崎議員

1. 三代川と町道について
  - (1) 町道の安全。
2. 国が予定している遊水地について
  - (1) 建設地の利用について。
3. から風呂について

#### 〔3〕 6番 平川議員

1. 図書館の運営について
  - (1) 町立図書館を祝日も開館することはできないか。
  - (2) 公民館図書室の運営について。
2. 通学路の安全対策について
  - (1) 国道168号と河藪橋付近の信号設置について。
  - (2) そのほかの危険箇所の解消について。
3. 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定について
  - (1) 策定スケジュール及び策定方針について。
4. 貸農園について
  - (1) 貸農園の利用拡大について。

〔４〕 ２番 小林議員

１． 明るい選挙推進運動について

- （１） 明るい選挙推進協議会の取り組みについて
- （２） 時代が変わり常時啓発の手法等を見直すべき時であると考え、町の見解は。
- （３） 若者の投票率の向上や若者の社会参加の促進について。

２． 学校教育における政治教育について

- （１） 小学校・中学校学習指導要領における議会政治、選挙の意義をどのように指導しているのか伺う。
- （２） 選挙権年齢の１８歳への引下げにより、将来を担う子どもたちに対して政治教育を充実させていく必要性について。

３． 高齢者の買物支援について

- （１） スーパー万代の改装工事に伴う休業期間中の買物支援について。
- （２） 自助や互助による自発的な取組を生み出していく必要性について。

〔５〕 ５番 伴議員

１． 図書館の運営について

- （１） ここ数年の、図書館の利用状況について伺う。
- （２） 新刊のリクエスト希望の対応について伺う。
- （３） いかるがホールと各公民館の連携について伺う。
- （４） 本の返却BOXを増やすことについて伺う。
- （５） 今後の図書館の運営について町の姿勢を伺う。

２． 小学校のトイレについて

- （１） 洋式のトイレが少なく、洋式のトイレしか使えない児童が増えて、休憩時間内に使うことができずに困っている児童が発生しているようだが、町の見解を問う。

〔６〕 １２番 木澤議員

１． 「戦争法案」について

- （１） 安倍内閣が今国会に提出した「国際平和支援法」、「平和安全法制整備法」に対する町の見解について。

２． 介護保険認定者に対する障害者控除の対応について

- （１） この間の経緯と現在の状況について。

(2) 今後の周知のあり方について。

3. 学童保育について

(1) 現在の申し込み状況とその対応について。

(2) 今後の対応に向けた町の認識について。

4. 教科書採択について

(1) 教科書採択に至るまでの流れについて。

(2) 地方教育行政法改定後の体制と教科書採択のあり方について。

〔7〕 10番 坂口議員

1. 国道25号の歩道整備について

(1) 今後の状況について。

2. 学校安全ボランティアについて

(1) 活動の現状について。

(2) 安全に活動するための対策について

〔8〕 13番 奥村議員

1. 学校給食における食物アレルギーの対応について

(1) 本町における食物アレルギーを有する児童生徒の状況についてお聞きします。

(2) 食物アレルギーを有する児童生徒の把握や、給食の提供はどの様に行なわれているのかをお聞きします。

(3) 食物アレルギーの中でアナフィラキシーは迅速な対応が必要だが、学校ではどの様な対応を行っているのか。又、職員全体の研修はどの様に実施されているのか、お聞きします。

(4) 事故を未然に防止する為のヒヤリハット等の取り組みはどの様にされているかお聞きします。

2. 生活困窮者対策について

(1) 本町においての実施の方向性についてお聞きします。

(2) 生活困窮者に対する取り組みについてお聞きします。

---

1. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) おはようございます。

新人議員ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、通告しましたとおり3件について質問をさせていただきます。

まず、1件目でございます。認知症の予防対策についてということで、1つは認知症の理解とその啓蒙について、そしてもう1点は早期発見と治療の取り組みについてということで質問させていただきます。関連がございますので、この2つの分は一括してお聞きしたいと思いますので、回答のほうも織りまぜて回答していただいで結構でございます。

まず、高齢者にとっての認知の問題は大きな不安であるとともに、日々の生活の上で限りなく支障を引き起こす重大な問題でございます。年齢はどなたも公平に1年に1歳ずつ年をとりますけれども、老いというものは、老化というものは大変不公平でありまして、目や耳、また足腰、そして認知についても、お一人、お一人によって大きく違いがございます。介護保険の分野でも、認知対応のサービスの割合は高く、高齢化が進む中、ますますその需要は増加すると考えられております。

さて、認知症という言葉がもう一般的に使われるようになっておりますけれども、かつては痴呆ですとか、ぼけとか、こういうふうに言われておりました。高齢になったら仕方がないかと、または、すっかりぼけてしもうたわといったような、こういったことが会話の中でございましたが、認識はされておりましたけれども、認知症というものがやはり漠然としたものであったと思われまして。

研究が進んで、その予防策も多々ございます。また、成果も見られ、斑鳩町でも多くの施策が行われているとわかっております。しかしながら、本人さんの自覚についても個人によってさまざまございまして、予防のために何かを始めるまでには至らない、そういった方もいらっしゃるのとは確かでございます。また、ご本人だけでなく、地域や

家族の認知症への理解が不足しているために、その事の重大さを受けとめていない場合もございます。

今回質問させていただいているのは、この予防のもう一つ前の予防、こういったことについてでありまして、どのような取り組みをされているかをまずお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 認知症予防を図るためには、まず、健康なうちから認知症に対します正しい知識を得るということは非常に大切であると考えておりまして、そのことを広く住民の皆さまに周知することが必要であると考えております。

本町では、現在、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進といたしまして、認知症予防講演会や認知症サポーター養成講座を開催いたしましたり、また、認知症予防のためのパンフレットの作成あるいは出前講座等を通しまして認知症に関する啓発、正しい知識の普及を行っているところでございます。

また、今後は、さらに認知症に対する知識の普及・啓発が一層必要と考えておりまして、今年度より地域包括ケアシステムの構築に向けて新たな認知症施策にも取り組んでいくわけでございますけれども、その中で、今後作成していく認知症のケアの流れを示す、いわゆる認知症ケアパスの中でも、認知症の正しい知識について、それを記載し、積極的な認知症の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 認知症っていうのが、家族に認知が出現をして、いろいろ徘徊があったりとか、物忘れがひどくていろいろと支障が出てきたことを恥だと思われる、そういったことがいまだに残っているように思います。ですから、認知症っていうものが決してそうではないということをしつかりと啓蒙、理解をしていただくことが、地域で、また家族で、またはご本人の認知症の予防のためのまず第一歩だと考えます。

具体的に啓蒙されている、そういう事例がございましたら、教えていただきたいと思っております。

それと、先ほども言いましたけど、自分がひょっとして認知症の予備軍というか、始まりではないかなと気づかせる、そしてそこから予防のことを取り入れていくっていう、そのきっかけづくりというか、町のほうで把握できるような、そういったことについて、ご報告をお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君）　もちろん要介護認定等におきまして、認知症になりましたらば専門の介護サービスを受けていただくことを勧めていくということは当然でございますけれども、特に保健センターの出前講座等につきましては、まだ、健常といえますか、健康な方を対象に行う中で、その認知症の原因がアルツハイマー等につきましてはなかなか原因がわかってはいないわけですが、しかし一方で、脳血管性障害、いわゆる脳卒中などによって起きる、その脳卒中が生活習慣病などに起因するというようなこともあることから、認知症に至るまでのプロセスについて、こういうような生活習慣を改めていくとそれがひいては認知症を予防することになるんだというようなことも含めて、健康の観点からそういう啓発を行っているということです。

それともう1点、認知症になった場合のご家族の心得というものも非常に大切です。そこで、先ほど認知症サポーター養成講座というのを、ちょっと言葉を出しましたけれども、家族の中で認知症になった場合どういう心構えが必要なのか、あるいは自分が認知症にならないようにどういう心構えが必要なのか、そういったようなことを、これにつきましてはこの2、3年ぐらいからですが、始めさせていただいていると、そういう、いわゆる認知症になる前の前の段階ぐらいからの話を具体的にさせていただいて、それを普及啓発させていただいているというような状況でございます。

○議長（中西和夫君）　11番、濱議員。

○11番（濱真理子君）　介護保険の認定申請っていうんですか、それも受けず、まだご自分はそんなところまでなっていない、大丈夫だという方に気づいていただく、そういうものっていうのは、先ほどおっしゃいました地域でのサポーターの養成であったりとか、家族に向けてのパンフレットということですけど、もう少し積極的なところではいかがでしょうか。

認知症は、ご存じのように、病的なものもございますし、老化に伴ってということもありますけれども、ちょっとしたきっかけによって急激に悪化するということも多々あることでございます。そういう方がきちんと何らかの予防のためのものを行えば、認知の進行が随分と予防できるというか、改善できるというのに、知らないがためにそのままになって、結果的に認知症を悪くしてしまうというか、進ませてしまうっていうことを防ぐためには、年齢の高い方、高齢の方に、ちょうど町でしております健康診断のように、何かしら町からこういう症状はないかというようなことできっかけをつくる、それが必要だと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君）　植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 確かに認知症の軽度の場合であっても、本人自身が認知症であるということを感じていない、あるいはご家族の方が単なる高齢に伴う物忘れ程度だというふうに軽い認識を持っておられると、そういうケースは多々あると思います。

まず、認知症かどうかというのをご自身あるいはご家族がまず感じていただかなければならないという点では、各健康保険、本町でいうと国民健康保険が実施しております特定健康診査、これが生活習慣病予防のための健診でございますので、このあたりを受けていただくことで気をつけていただく、あるいはそれから医療をかかっていることによつて気をつけていただくということも考えられます

また、一方でですね、介護保険の事業の中で、生活機能評価のためのチェックリストというのを65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている以外の65歳以上全員の方を対象に実施をいたしております。その中で、回答をいただきますれば、地域包括支援センターのほうでチェックをいたしまして、各種予防事業に参加されてはどうかというような案内をさせていただいたりする場合もございます。

それ以外には、やはり一般的には出前講座あるいは健康に関するイベントなどでそういう周知あるいは啓発を図っていくということだろうというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） チェックリストのことはちょっと勉強させていただいた部分もあるんですけども、具体的には65歳以上の介護認定を受けていらっしゃる方に発送して、それから回答をいただくということですね。

回答率はどのぐらいなのでしょう。それと、ちょっと送付からそのあとの対策というのか、ことについて、順を追ってちょっと説明をしていただいてもよろしいですか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） チェックリストは3年スパンで行わさせていただいております。初年度は、先ほど申しましたように要介護認定、要支援認定を受けている人以外全員、65歳に発送いたします。初年度の回収率は約60%でございます。そのチェックリストで身体の状態、生活の状態等の項目に答えていただきまして、一定の基準がございまして、ある程度生活状況に問題があるという場合には、例えば栄養、運動の不足など、認知症も含めましてですね、そういういわゆるリスクがあるという基準に当てはまれば、お医者さんへの診療を受けていただくことを勧めるとともに、介護保険で実施しております介護予防事業への参加を呼びかけていくということでございます。

あと、返答のなかった40%の方、あるいは新たに次の2年目に65歳を迎えられる



方、これらにつきましては、改めて2年目にチェックリストを再送させていただくと。  
それで同じ手続きをとっていくということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 60%の方がまずは回答をくださったということですが、この60%の方の中でどのぐらいその指導というか、されたのでしょうか。回答の中にも全く問題のない方もいらっしゃると思われませんか。

それから、40%の方は次の年ということですね。

わかりますか。もし、今すぐわからないようでしたら構いません。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 平成26年度でございますけれども、チェックリスト送付数が6,653件、回答数が3,911件、返送率は58.8%でございます。このうち、いわゆる要支援、要介護になっていく一歩手前と申しますか、そういうリスクのお持ちだという判定をさせていただいた方、本町では二次予防事業の対象者と言っておりますけれども、これにつきましては904人でございます。このうち、運動等の教室に参加していただいた方は81人、栄養の教室に参加していただいた方が25人でございます。以上でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

チェックリストでの回答が多かったけれども、二次予防といわれるのが904人と。ということは、4,000人ほどの方のうちの4分の1ぐらいに問題があるというふう考えた。その方たちに案内をしたけれども、先ほどの運動が81と栄養は25ということですが、このところで、きょう私が質問させていただいています認知というところはいかなものでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） その前に、二次予防対象者904人のうち、認知症の可能性があるという方につきましては413人ございました。それぞれ運動とか、栄養とか、口腔機能とか、そういう問題で、重複で重なっている方もおられますけれども、認知の部分では413の方にリスクがあるのではないかと申すように判定をしております。

その啓発事業として、認知症予防とかいうことは認知症として特化はしているんですけれども、二次予防事業の中では、この運動機能の教室あるいは栄養の中で認知症のこ

とも含めてリンクさせた形での教室を行っておりますので、この運動とか栄養の教室に参加された方については、認知症のことについても事業の中で触れていっているということです。

それ以外の、いわゆる一次予防ということで、全ての高齢者が対象の事業の中で、先ほど言いました認知症の予防の講演会等もございますので、これら413人の方につきましても、こういう事業に参加されてはどうかというふうなお声かけをさせていただいているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 認知症の進んでいくっていうのは本当に個人差がございますけれども、413人にその心配があるということで、この方たちが、先ほどの数字、81ですとか、25っていうのとリンクしてるといっても、具体的に町のほうからお勧めがあってもあまりそこには参加をされていないというのが現実ですね。この辺ではね、先ほども言いましたように、個人的に自分は大丈夫だと思っている人、それが何かのはずみで本当にどんどんとぐあいが悪くなっていくっていうのはあることですので、この辺ではしっかりと拾い上げをしていただきたいと思います。

それで、先ほどのチェックリストの件ですけれども、最初の年に送って返答のなかった方に、として新たに65歳になった方に送っているということですが、ここと、今のその、返事はあったけれども、指導も受けていただいたけれども、何も参加をされていないっていう方とは、どんなふうに重なるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 2年目にチェックリストを再度送らせていただくというのは、全く返事がなかった方です。ですから、要はリスクがあるのか、ないのかすらわかっていないという方と、新規で65歳になられた方です。

先ほど、教室に参加していないという方は、リスクはあるっていうことはつかんでいるわけですから、これについては改めてチェックリストを送るということではなくて、改めて事業への参加を呼びかけるということですので、そういう意味では対象者が重なるということではございません。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） チェックリストが3年スパンでということなので、最初のチェックリストが来たときに返事を出して、町のほうに届いたと。それで、特に問題がないと、自他ともにといいかですね、住所も名前もみな書いて出すので、それぞれ希望的な

気持ちも含めてその結果が大丈夫だというようなことになった方がですよ、次、3年目にそのチェックリストをまた送付されるっていうこの3年間の間に、身体的なこともそうですけど、痴呆も同じように発症というか、急にやっぱりあらわになってだんだんと進んでいくということがございます。そういう方に対して、もう少しきめ細かく働きかけをしないと、やはりその3年という中では、早期発見という観点からすると少し遅いのではないかなと思いますので、その辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 議員おっしゃるような、いわゆる認知症の早期発見、治療につながるような取り組みというのは必要だと思います。住民一人ひとりが健康に留意し、自分自身の心身の変化に早期に気づいていただけるように、基本チェックリストのあり方といいますか、その実施方法等についてはもう少しきめ細かくするような形でちょっと検討してまいりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それはぜひとも工夫をして実現していただきたいことだと思います。啓蒙、それからしっかりと理解をしていただくということを、まず第一ですけれども、どうしても自分のことになると、さっきのチェックリスト、名前も書く欄だったら、少し何か気になることがあってもできるのほうに丸をしてしまったりとかですので、本当に自分の気持ちというか、心配事が出せるというか、そういったようにちょっと工夫を重ねていただいたらと思って、それを要望します。

そして、もう1つ気になっていることを申しあげますと、介護保険の認定を受けられて要支援なり要介護の認定がおりた方、この認定に当たって介護度を定めるその判定会議の中では、身体的な不都合と、そしてその認知の分という、複雑にたくさんの項目で総合的に判断をして介護度が出ます。極端な話、歩くことができなくてまるっきり車椅子の生活をされていても、認知についてはほとんどないという方もいらっしゃいます。また反対に、手足は丈夫でマラソンでもできるんだけれども、もう認知でいうと本当に末期に近いという方もいらっしゃいます。介護保険の介護度とかいうのは、そういうのを複合して決めているので、介護度が出ているから認知がある、なし、これははっきりしないところです。

町でされています認知症の予防のための施策の中に、予防のための運動であったりとか、読み書きであったりとか、そういったことをされている、そのところには介護保険の線があるために介護保険の認定を受けていない人しか使えないというこの縛りがある

ので、大変いい活動をされているけれども、先ほども言いましたように、認定が出ているから参加ができないという方がやはりあります、重なって。そういう方を同じのようにやっぱり楽しく認知症予防のためのそういうものに参加できるっていうようなことを、今後十分に検討してできるようにしていただきたいことを要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続いて、2問目。2問目は、身近に利用できる野外活動施設についてということで質問をさせていただきます。こちらも1問と2問とありますけれども、1問目、町内に家族等で楽しめるバーベキューなどの設備のある施設設置について、2問目は災害時に備えての研修・訓練の充実についてとあって、ちょっと一見、全然別のことじゃないかという感じがしますが、これも一括して質問させていただきたいと思います。

斑鳩町内に、大変風光明媚なところ、そして法隆寺さんもありますし、竜田川の公園もありますし、数々の公園あって大変暮らしやすい、そういう楽しいところのたくさんある町ということで、若い皆さん、子どもさんを連れて公園に遊びに行ったり、そういうことを盛んにされておまして、公園がもっと欲しいという声もあります。その中には、ここにもありますように野外での活動のできる、そういう施設が欲しいという声、若い方から特にたくさん上がっております。お聞きしましたところ、何年か前に、野外活動センターがあったけれども地すべりで危ないために閉鎖をしたと。そして、そこで、子ども会であったり、ボーイスカウトであったりが野外活動をしていたのを使えなくなったので、町外の施設を使ってもらうようにと。そして、町外への交通費の補助をすると、こういったことで閉鎖になったままになっております。

この近くでしたら、信貴山ののどか村とか、そういうところを皆さんご利用されているということですが、家族連れでちょっと行きたいっていうのは、やはりそういう遠いところ、町外でなくって身近なところに欲しいと。大きな山のように広いところでなくても、ゆっくりできる、そういう施設が町内に欲しいという声がたくさん上がっております。

私が思うには、バーベキューをするっていうのは火を使いますので、公園は、今、火気厳禁でなっております、竜田川のところにも大きな看板が立っております。ちょっと、こそこそと聞く話では、勝手にちょっとないしょでバーベキューしたわっていう人もあるの確かです。ですけど、火の元っていうのは大変大事なことです、火気厳禁になっているのでそういうところではしないっていうことで、そうすると、家族、友達同士で楽しみたいというところにわざわざ町外のところまで行かなくてはならないと。

そして、先ほど言いました野外センターの閉鎖に伴っての補助というのは団体に行われている補助で、個人が外にまで出かけなければならないというのには全く補助もございません。こういったことから、身近なところにこういう施設が欲しいという要望ですので、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいんです。

2についても一緒に申しあげますと、あちらこちらに、災害時に簡単なかまどを構えまして、バーベキューのかまどのちょろっと小さいようなものですね、そういったものを2つ並べてその上に板を渡すことでベンチにして、公園だったり、駐車場の広いところの端に設置をしているというところがございます。この、私の提案をしておりますバーベキューの施設、そこは災害時のときにはそこがかまどとして使えるような、こういったことにしてみてもはどうだろうか。そしてまた、災害時のために備蓄をしております食料品とか、水とか、こういったもので実際にどういうふうにして食べるのかとか、そういったことをその場所を使って町民の皆さん、研修、訓練というのをしてみてもどうかということ、2つは関連してお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、私のほうから、身近に利用できるバーベキューもできるですね、野外活動施設についてのご質問について、回答をさせていただきます。

先ほど質問者の方もご紹介いただきましたように、斑鳩町では、昭和60年に白石畑地区に青少年野外活動センターを開設し、多くの方々にご利用いただいていたところがございます。しかしながら、平成5年、平成16年、平成22年の3回にわたりまして大雨により少なからず被害を受けたということから、利用者の安全面を第一に考えまして、その際、主に利用されておられた団体でありますとか、町議会の皆さまにも代替の案を示す中でご理解を得て、平成24年4月をもって当該施設を廃止したところがございます。

その廃止に伴います、今、申しあげました代替策といいますのが、これも紹介いただきましたけども、青少年の健全育成を目的とした野外体験活動を推進していくために、町外の野外体験活動がかつ可能な施設、これは国でありますとか、町でありますとか、市でありますとか、公共の施設で限定しておりますけども、そうした施設を利用される団体に対しまして、今も紹介いただきました交通費の一部を補助金として、廃止をしたその年度の平成24年度から実施をしているところがございます。

実績といたしましては、その平成24年度につきましては、延べでございますけれど

も、7団体に27万3,300円を交付させていただいております。平成25年度では、延べ6団体、29万4,400円、そして平成26年度では延べ8団体、27万8,600円を交付したところでございます。

今、ご質問のですね、町内で家族が身近に楽しめるバーベキュー施設、バーベキュー施設というかバーベキューもできる野外活動施設ということでございますけども、イメージとしては小規模のオートキャンプ場のようなものが想像されるわけでありまして、現段階におきましてはこのような施設の整備は考えておらないところでございます。身近にあればということでございますけども、今、先ほど紹介もしていただきましたけれども、近隣にもそうした施設がございますので、そちらのほうをご利用いただければなと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 斑鳩町への若い方たちの移転というか、転入を促進をしているということから、若い方の要望っていうのがやっぱりどんどんと大きくなってきておりまして、大きなパビリオンであるとか、大きな公園に遊びに行くのではなくて、身近で楽しみたいというのは当然の要求であると思います。また、友達同士っていうか、友達、家族同士で楽しみたいと、そういった折に身近に欲しい、これも当然だと思います。町外に依存して、依存っていうかそちらのほうに行ってくださいということは、やっぱりちょっと手薄かなというふうに感じます。

今のところ計画がないということですが、こういった要望に答えていくというのもとても大事なことになるので、この点についてはぜひとも計画を立てていく、企画を立てていくときにご検討いただきたいと思います。

何かこの補助金、結構な金額を払っていただきます。団体なので人数も多かったんだと思いますけれども、小規模の、本当に少人数、10人くらいまでで使えるという、そういった、1基ですね、そういったものが幾つかあるという、これについては、次の計画というか段階では、必ず私の質問を思い出していただきまして、必ず検討をしていただきたいと思います。要望をして終わります。

もう1点、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） もう1点の関係は、これは平群町で、奈良市民生協の関係等です、住民がやっておられます。現実には、ベンチの下に。そういう関係等でございますけども、斑鳩町でそういう方がおられたらいいですけど、やっぱり一番問題は、付近住

民、やっぱり皆さん方が、必ず農家の方でも田んぼで燃やしたら必ず通報きます。しかし、農地法では、田んぼで燃やすことについては何も別に問題はないわけです。ただ、付近住民の方々は必ず苦情はきますから、そういうことも踏まえてですね、やっぱり一番何が問題かという、なかなか皆さん方、いいことはいいわけです。する方はいいわけです。しかし、付近の方々は、そんなことしてもうたら我々は迷惑やと。あの三室山も一緒なんです、桜のところも。現実には、誰が守ってくれるのか。付近の方々は、晩やかましくて、とても我々大変ですと、こういう苦情が町にきますからですね、そこらのことをやっぱり十分クリアをしていかなかったら、なかなかできないのではないかと考えておりますし、この災害の関係等については、いいことをやっておられますけど、これやっぱり住民の方々がみずからこういうことをやっぱり率先してやっておられるのが平群町の実例やろうと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

3点目の質問に移らせていただきます。3点目は、町内の事業所、それから勤労者の就労実態についての質問でございます。これも2問、書かせていただいております。1つ目は、労働基準法の遵守、労働者に不利な雇用実態について。2つ目は、町内の事業所での就労規則や雇用形態、時間外勤務の実態と勤労者、町民ですね、の雇用を保護・支援するための施策の充実についてと書かせていただいております。

この不況が続いていく中で、町内の商店・業者の方も、お商売、とっても大変な状況でございます。これは斑鳩町に限ってのことではございません。そして、ここには町内の、町民というふうに書かせていただいておりますが、実際には町内の事業所に他町村からお勤めに来られている方、また反対に斑鳩町の方、たくさんの方が町外にお勤めに行かれておられます。ですから、斑鳩町に限ってのことではございませんけれども、住民に一番身近の斑鳩町の役場が、働く人を守る、こういった立場に立ってくれているのかどうか、こういったところが大変重要なことだと思いますので、このように町内の事業所という書き方をさせていただいたり、町民というふうに書かせていただいたんですが、この大きな問題は国会でも取り上げられ、もう有名な言葉になりました、ブラック企業というような言葉も、もう誰もが知っているような言葉になりました。悪質なところが公表されたりとしておりますけれども、実際のところ、いろいろな方の声を聞くと、不況もあって、仕事はあっても働いている人数が減らされているので、一人ひとりの仕事量は大変ふえている。時間は5時までと決まっているけれども、恒常的に何時間も、遅く

なっても仕事を片づけるまでは帰れない。こういった声がたくさん聞こえております。

町としては、町内の業者、どのようにこういったところを把握しておられるのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました町内企業の雇用の、労働者の実態ということでございますけれども、各事業者の雇用実態の把握あるいは事業所への指導等につきましては、これは国の事務であるということで、町としてはその実態を把握していないのが現状でございます。

国はですね、そういった事務をとり行っておりますので、雇用環境の充実などが図られるように、従業員のおられる企業に対して雇用関係のさまざまな情報提供を行っておられるといったところでございまして、また、商工会におきましても、それらの情報について商工会のほうなどで広く周知を図られているといったところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 町のほうではそういった情報というかはお存じないということですね。ちょっと、いただきました資料では、町内の大体、事業所数とか、従業員数っていうのはだんだんと減少をしているというふうに聞いていますけれども、これもやはり事業の縮小であったりとか、この不況のあおりとかいうようなことで廃業されるところがやっぱり多かったというようなことでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今、質問者がおっしゃいましたようにですね、年々、町内の事業所数あるいはその従業員数ですね、これは減少しているというのは、このデータによって明らかになっているところでございます。恐らく、今、質問者おっしゃっていただいたような経済状況、社会状況等の原因によるものではないかと思えます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 町のほうでも把握されていないということですがけれども、先ほど申しあげましたように、お仕事をされている方というか、従業員の方が、どの事業所ということではありませんけれども、いろいろと働く上で不利というか、そういった状況があると、自分がそういうのを少なからず受けているということがあるということは承知していらっしゃると思います。斑鳩町の人ということでもないですよ、全国的にそういったものが横行しているという。特にひどいところについては、先ほども言いましたように追及をされて、発表もされてということですが、中小企業であっても、ま



た反対に個人で自分でされている方はもっと自分で決めるというか、ですので、時間が長かったり、夜遅くまでであったり、また休みが取れなかったりというようなことがあると思います。

国のほうでいろいろと決まっているということか、保護しているというようなことをしっかりと事業主の方にお知らせいただく、それは決して追及するとか、そういったことでなくて、健全にしましょうというようなスタンスでよいので、ぜひともしていただきたいんです。そのために、今おっしゃいました商工会ということがちょっと出ましたけれども、商工会に入っておられる方はどのぐらいとおっしゃっていたのかな。全部ではないですね、もちろん、商工会に入っていない方もいらっしゃる方。ですけども、町として、先ほども言いましたように、一番身近な行政機関として、働く者、そして事業者に対して、やっぱり健全な雇用関係というか、仕事をしていただくっていうことをしっかり見守っているという立場で立っていただきたいので、商工会のことをちょっと。

どのぐらいの加入率で、入っていない方には何もアプローチとかいうようなことはないのでしょうか、その辺もお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 商工会の加入率と申しますか、最近の、一番直近のデータによりますと、平成24年になるわけですけども、この時点で、事業所ですね、事業所の数が741ということでございます。ちょっと、平成24年のときですね、商工会員数、ちょっと明確にはなっておりませんが、恐らく四百数十という状況であったかと思います。そういった意味で、約6割程度のような状況ではなかったかというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ちょっと重ねますけれども、商工会に入っておられない方に、例えば国から、また県からのそういった通達というか、そういったものっていうのはどういう形でお知らせされるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 国のほうからは、従業員がおられる事業所に対しては、厚生労働省のほうから直接ですね、さまざまな雇用関係に関する制度等の情報を提供されているということで認識をいたしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 国から直接送ってくださるということですね。そこは商工会で

なくても大丈夫ということですね、通達についてはね。

先ほどから申しあげています就労規則であったりとか、雇用関係のね、そういったものっていうのがきちんとできているところばかりではないと思われま。特に個人のところっていう、では、口頭でというか、簡単な取り決めということになっていると思います。働く人のやっぱり権利というか、保護をしていくためには、その辺の認識っていうのを常から持っていたかかないことには、どうしても慣習であったりとか、昔からのことであったりとか、また、忙しくなったんだから仕方がないというようなことで流されていったのでは、また、お仕事している人も、きちっと守られていないからと目くじらを立ててというか、そこをやめてしまったら次の就職先が難しいというような社会情勢の中で我慢をしている、こういったことっていうのは見受けられます。ですので、きちんと労働者は国によって保護をされているということをしかりと周知するための努力をしていただきたいと思います。

それから、町内のいろいろなところに、おうちに訪問をしますと、新しく建設をされたおうち、若いご夫婦が子どもさんが幼稚園であったりとか、小学校の低学年であったりとか、そういった子どもさんのいらっしゃるご家庭、そういう方がたくさんいらっしゃいますけれども、昼間に訪問をするとほとんどのおうちがお留守でございます。ということは、ご夫婦でお仕事に行かれています方がたくさんいらっしゃると思います。今、男女同権で同じように男性も女性も仕事をしているとはいえ、まだまだ男性が正規のフルタイムで働いて、そして奥さんは子どもさんの時間のことですか、帰ってくる時間であったりとか、そういったことからフルタイムで働かずに時間で何時間かの労働をするという、こういったおうちがたくさんあるように思います。この質問をさせていただいた文の中には明文していませんけれども、そういった子どもさんまたはお年寄りが日中独居でいらっしゃるようなおうち、こういった方たちのしかりと仕事をしたいということを保障をするためには、働いている本人を保護する、守るということのほかに、町役場での役割というものが大きいと思います。具体的には、子どもさんの保育園の充実であったり、また、幼稚園の充実、そして働いているお母さんが帰ってくるまでの間、学校が終わってからの学童保育であるとかそういったもの、また、お年寄りのいらっしゃる場所では必要に応じての福祉の施策、こういったものにも取り組んでいただくことが働く人を応援する大きな力となりますので、ちょっと部門は違いますけれども、その辺のことでは十分に充実をしていただきますようお願いをいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、議長の許しを得ましたので、通告書どおり私の一般質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに、三代川と町道についてということですが、福德自動車の信号から下流のほう町道ということで、道路の躯体となる川の堤防の擁壁とか、その辺の老朽化が進んでおると思うんですけど、橋の取り付け部分、片勾配などのいろいろな問題がある道について、町のほうの安全としての管理者としてですね、どういう認識を持っておられるのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました三代川堤防の町道の安全等に関する町の認識ということでございますが、三代川堤防につきましては、町道として県河川の占用の許可を受け管理をしているところでございますが、当該町道は築造から相当年数が経過しております。これまでから舗装の補修など、道路の損傷が確認された箇所につきましては必要な補修等を行ってまいりました。

また、三代川堤防の擁壁等の損傷に関しましては、河川管理者であります県において対応をいただいているところでございまして、昨年度にも現場確認を行い、早急に対処すべきところにつきまして修繕工事を行っていただいているところでございます。今後も、緊急を要する箇所がある場合などにつきましては、県とも協議しながら適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の中にございました河川への橋の取り付けによります道路の横断勾配が片勾配になっている部分が確かにございますが、これは河川の占用協議の中で河川断面を確保する必要があることから現状の形となっているところでございます。すりつけ等によって道路の高さのかさ上げ等につきましては、町道側の河川堤防等の変更を伴うということから、現時点ではその対応はなかなか難しいと認識をしております。

三代川につきましては、そうですね、かなり経過年数もたっておりますので、現在の河川の改修の計画が県によって進められております。町としても、抜本的な整備としてですね、河川改修を進めていただくことが道路の安全性にもつながっていくものと考えておまして、三代川の河川改修事業の推進について、引き続き県にも要望してまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） そうですね。もうこれ、何年もね、下流のほうで、町長のおうちも移設していただきましたし、どんどん、どんどん、始まるのかなと思うけど、なかなか工事のほうが始まっていかないということで、一日もね、早くやっていただきたいと思いますし、住民の方から言わせたら、町の方は県のほうへ要望していただいていますけど、県のほうがもうひとつね、動きが悪いような感じも、私のほうはどんどんそういうふうを考えてしまうわけでありまして、今言われた県との要望とかですけど、今、県道になっているその上流に対してもね、石積みになっていたり、前の橋の橋台が倒れかけていたり、いろいろなことが起こっておりますので、本当に住民さんが安心して通れるような、三代川の改修に伴い道路の整備も一日も早くしていただくことを強く要望して、私の1番目の質問を終わります。

次に、2番目の質問として、国が予定している遊水地についてなんですけど、この遊水地に伴ってどういうふうな利用ができるのか、また、町のほうから、住民さんのほうから要望できるのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 大和川の遊水地の整備計画につきましてでございますが、今年の1月31日でございます。地権者の皆さまを対象として、計画を進めるに当たって地域の皆さま方のご意見を伺うということで意見交換会が開催されたところでございます。当日は、大和川河川事務所から資料が提示をされまして、遊水地の活用イメージや周囲堤のイメージ、また事例紹介などの説明が行われ、出席者の方々からご意見を伺えたところでございます。

その中で、遊水地部分の用地の確保の方法について、必要となる土地を買収する方法と、地権者から土地を借りる方法の2つの方法があると説明がございました。最終的には地権者の方々のご意見も聞きながら進めていくということでもございました。

この遊水地は、大雨により大和川の水位が上昇したときにはその中に水が流入いたしますけれども、平常時には水が入らないということで、土地を買収してつくる場合には、掘削後の地盤高にもよるところではございますが、一部の土地を、質問者おっしゃいましたように有効な土地利用をすることができるということでもございます。一方、土地を借りてつくる場合には、平常時はその土地の所有者の方々、例えば農地の場合には営農を続けられるということになります。

現在の進捗といたしましては、意見の整理を行っている段階でございますが、今後も

地域の方々のご意見を伺いながら具体的な規模などについて決めていくといった状況でございます。

建設地の有効利用につきましては、規模等によっても活用方法が変わるということがございますので、これからの動向を確認する中で、用地買収となる場合には、その活用方法等について国や県と協議して考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） そうですね。ぜひとも、用地の買収となる場合には、町の、町民さんの健康とかコミュニケーションの場になるようなグラウンドゴルフやゲートボール、また球技場など、公園など、また町民の意見を取り入れる形で整備してほしいと思いますので、これも要望としてこの質問を終わらせていただきます。

3番目の質問に行かせていただきます。3番目の質問に、から風呂についてということで、ちょっと具体的には書いていないんですけど、私も小さいころからこのから風呂ってというのは法隆寺の山の中にあったという、小屋が建っていたということは認識しておるんですけど、これの、以前からのから風呂は現在閉鎖されているようですが、から風呂を再興するというに、私はちょっと考えたんですけど、新たな観光資源として活用できるのではないかと思ったんですけど、その辺のちょっと考え方っていうか、認識のほうを、ちょっと町のほうとしてどう考えておられるのか、お願いできますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） から風呂でございますけれども、法隆寺の西大門の北側にございまして、通称から風呂でございますけれども、土地の所有者は法隆寺であることは確認ができております。建物につきましては、地元の有志の方々によって建てられたものではないかという話もございますが、所有者も明らかになってはいないところでございます。

現在、建物は相当老朽化しておりまして、閉鎖をされた状態になってございます。以前、から風呂は地元の団体の方々で管理運営をされていたということも聞いております。このから風呂を現在の場所で観光資源として再興をしていくということにつきましては、各種規制により大変難しい状況ではあるというふうに認識しております。

また、場所を変えて十分な誘客を望める観光施設として再興する場合におきましても、現在各地にございますスーパー銭湯などのようなさまざまな機能を備えた複合施設とする必要もあるのではないかと考えます。

したがいまして、そのような大規模な娯楽施設のようなものとして行政として建設・

運営していくのは、現状としてはなかなか難しいのではないかと考えています。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 町の考え方として、私はこんな大規模な施設ということは考えておらないんですけど、パークウェイが整備されてきて、そのパークウェイのどこかに道の駅とか、防災センターみたいな感じで作っていただいて、そこから観光資源を歩いて帰って、汗かいたら帰ってから風呂でも入って帰ろうとか、その上に宿泊施設が何かあったら、また雇用関係の関係とか、また、その施設が起点になって商工とか、また人を呼べるんじゃないかなど。農業の起点になったりとかいう、そういうふうな私の考え方もありましたので、ぜひとも、パークウェイ整備されてきたらそのような施設もこれから斑鳩町にも必要ではないかと私は考えておりますので、またそういう機会が来たら、私がこういう質問をしていたということでまた考えていただくよう要望して、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

続いて、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 6番、平川です。議長のお許しを得て、一般質問を始めたいと思います。まず、通告しました順に質問をさせていただきます。

まず、町立図書館の運営について質問をさせていただきます。現在、いかるがホールにある町立図書館は祝日が閉館となっており、日曜日であっても祝日と重なる日は閉まっております。図書館は、大人にとっては知識や教養を得ること、読書を楽しむための場所、子どもたちにとっても、本に触れ、活字に親しむための大切な場所だと思っております。

しかしながら、現在は平日の開館時間は午後5時までのため、仕事や学校が終わったあとで利用することは難しい状況にあります。では、休日に利用をしようとしても、祝日は閉館です。今年のゴールデンウィークでは、5月4日から7日まで4日間が休館がありました。せっかくの休日に子どもたちが図書館を利用しようとしても、利用することができません。

私が調べましたところ、河合町や王寺町、広陵町、大和郡山市など周辺の自治体では祝日に開館しているところが多くなっています。奈良市立図書館も、この4月から祝日も開けるようになったそうです。

そこで質問です。県内の公立図書館のうち祝日に開館しているところは何か所ありま

すでしょうか。そして、住民や子どもたちの読書の機会を広げるためにも、いかるがホールの図書館を祝日に開館することはできないのか、また、現在開館していない理由は何か、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 現在、祝日も開館をしている県下の状況をまずお答えをさせていただきますけども、県内におきましては、公立図書館、県立も含めまして35館ございます。そのうち約7割に当たります23館が祝日についても開館をしているという状況でございます、全国的な傾向といたしましても、実施している図書館はだんだんふえてきている状況であるというふうには認識は持っております。

祝日開館のそれぞれの実施方法につきましては、地域の実情に即した形で行われておるわけでありまして、全ての祝日を開けるっていうことでなく、その一部の祝日を開館日としているところでもありますとか、祝日を開館はしますけどもその翌日を休館日をしているところも、さまざまな状況でございます。

当町でも開けてはどうかということでございますけども、この町立図書館の祝日の休館につきましては、平成9年に図書館、開館をしたわけでありまして、その際に制定されました管理運営規則にのっとり運用をしているところでございます。ただし、現在におきましても、5月のゴールデンウィーク、9月の敬老の日、11月の文化の日など休日が連続している場合は、いかるがホールの休館日との兼ね合いもございまして、それも含めまして、臨時的に休館日の変更を行い、祝日の一部開館を行っている状況でございます。現在、町立図書館は、紹介いただきましたように平日及び日曜日は17時、午後5時まで、土曜日につきましては夜の9時まで開館をしているということもございまして。

また、祝日開館を実施するに当たりましては、人員等、勤務態勢の課題があるため、全ての祝日を開館することが難しい状況であることは確かでございます。また、斑鳩町におきましては、町内の3つの公民館の図書室につきましては祝日でも開館をしていることもございます。

とは申しましても、今、先に申しあげましたように、近隣の状況あるいは全国的な状況を見る中で、当町といたしましても、日曜と祝日が重なる日につきましては、多くの利用者が見込まれるという日でございます。この日につきましては、今後、図書館協議会がございまして、とも十分協議を重ねながら検討していく必要があるのではというふうにご考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 祝日と日曜が重なる日については開館を検討していただけるということで、ありがとうございます。図書館ができてから年月も経過しております。図書館は、子どもから大人まで本を楽しむ貴重な場所であります。平日は学校や仕事でなかなか図書館に足を運べないという人も利用できるように、現在のニーズや周辺の自治体の状況、斑鳩町の教育環境を充実させる上でも、いかるがホールの開館日には図書室もあいているというように、これからも祝日の開館を検討していただけるように要望をいたします。

続きまして、もう1点、図書館の公民館図書室の運営について、お伺いします。斑鳩町では、現在、3つの公民館で図書室を運営されています。蔵書整理や貸出業務はボランティアの団体に委託しておられ、ボランティアということで非常に安い報酬であります。熱心に業務をしていただいております。

しかしながら、残念なことに現在は司書資格を持つ人がいないと聞いています。図書の整理をし、利用者の要望に応えるためには、図書館に司書の資格を持つ方を配置されることも望まれると思います。いかるがホールの町立図書館と連携を図る上でも、毎日とはいかなくても週に何日かだけでも町から司書を配置するなどの対応をとることはできないでしょうか。教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ご紹介もいただきましたが、町内の3つの公民館図書室につきましては、町内のボランティア団体でございます斑鳩町図書室研究会に業務委託をし、公民館の休館日であります毎週水曜日を除きまして、祝日も含めて午前10時から5時まで開館をしているところでございます。

その図書館司書の配置のことをおっしゃっておられるわけでありまして、郷土資料の収集でありますとか、本に関する調査相談など専門的な業務につきましては、本館であります町立図書館が担当をしているところでございます。公民館図書室におきましては、町民に身近な窓口として貸出や返却を中心とした業務を行っているところでございます。

なお、各公民館図書室の実績といたしましても、平成26年度には年間約3万8,000冊の貸出を行っているところでございまして、町立図書館の集配もでございます。その図書の利用につきましても年間約3万7,000冊となるなど、県下でも例のない住民協働型による図書館サービスとして住民の方に広く活用していただいております。



司書の配置につきましては、今現在の状況でありますように町立図書館の職員がたびたび3つの公民館にまいりましてですね、そういった業務も行っている状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 公民館図書室については、このあとも質問がございますようですので、このあたりでもう控えさせていただいて、住民の方々の学習の意欲を高め、文化度を高めることにもつながりますので、ますます図書館活動を充実して、業務をしていただける方も気持ちよく業務ができるような環境を整えていただきますように要望して、この質問は終わります。

続きまして、通学路の安全対策について、お伺いをします。

まず、1つ目は、国道168号線河藪橋の交差点の信号機の設置について、お伺いします。この交差点は、チサンマンションから斑鳩小学校、斑鳩中学へ通う児童の通学路になっており、朝には通勤の車が多く走行するため、保護者の方々が交代で児童の誘導を行うなどの対応をしていただいています。この場所の信号機の設置については10年以上前から保護者の方々が要望しておられ、過去に何度か議会でも取り上げていたと聞いておりますが、現在も設置はされておられません。

そうした中で、ことし1月、下校中の小学生が車にはねられるという事故が発生しました。これまでも危険性が何度も指摘され、信号機の設置が求められている中での事故であります。事故が起きてから対応するのでは遅いですが、しかしながら早急に進める必要があるのではないのでしょうか。信号機の設置が進まない理由は幾つかあるようですが、大きな要因として、信号機を設置した場合、信号が赤のときに児童らが待機する場所の確保、つまり河藪橋の拡幅が必要だと聞いています。信号機の設置について、町がどのように取り組まれるのか、また、信号機設置に向けた条件整備について、町のお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 国道168号と河藪橋との交差点への信号の設置につきましては、以前より地元自治会や子ども会、PTAなどから要望が多く寄せられていたところでございます。町といたしましても、横断の危険性を認識し、所轄警察署及び県公安委員会に対して平成8年度から毎年、優先順位を上げ継続して要望をするとともに、地元の自治会や子ども会、西和警察署、国道の管理者でございます県土木事務所などとも協議を重ねながら、また、地域の皆さまの協力をいただきながら当該交差点の交通安

全対策に取り組んでいっているところでございます。

しかしながら、ご指摘のように、信号の設置に関しましては、横断者の待機場所や信号の設置場所の確保、河藪橋の幅員など解消しなければならない課題や問題が多数存在することから、現時点において設置に至っていない状況となっております。

このような中、ご指摘のように、ことし1月に帰宅途中の女子児童と軽自動車とが接触するという事故が発生いたしました。これを受けて3月には県警本部と西和警察署、奈良県郡山土木事務所、町の3者で現場立ち会いも行い、通学路の安全確保に向けて協議を行ってきたところでございます。

その協議においては、注意喚起の表示や横断者の待機場所の確保、まずはそれぞれができることから対応をしていくということになったところでございます。当該交差点では、現実には事故が発生していることもございまして、警察としても将来的には信号の設置を検討していくとのことではございましたが、設置にはその条件整備等に相当時間を要することが見込まれることから、今後も関係機関と協議を重ね、早期に実施できるよう努めてまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 信号機の設置について検討していくということでありましてけれども、これは設置に向けて前向きに検討というふうに理解をさせていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまのご質問でございましてけれども、検討をしていくということではございますが、その設置にはその条件整備ですね、がやっぱり相当時間がかかるということが見込まれるということで、当然前向きではございましてけれども、ハードルもいろいろあると、こういうことではございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） それは、前提として河藪橋の拡幅、必ずしも拡幅をするということではない、その周辺の環境の整備でいいということでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 信号の設置を決定する権限につきましては公安委員会にございます。そういった中で、いろいろな環境の問題、環境整備ですね、事故はたくさんございますので、河藪橋の拡幅が必ずしもあるかどうかというのは、我々としてはですね、100%という認識はしていないところでございますが、警察は警察の言い分等

もごございますので、そこらは協議をしてまいりたいと思っています。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） これからも信号機の設置について協議を進めていただきますように要望いたします

それともう1点、信号機を設置するとしても、しばらく時間がかかると思いますが、当面の交通安全対策としてどのように考えておられるのか、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほど質問者もご紹介いただきましたように、毎年、保護者のほうからですね、信号設置について要望があるわけで、その中で今、都市建設部長が答弁をしたようにですね、徐々にではございますけれども、設置に向けての動きがあるというふうなことで喜んでおります。それまでの教育委員会として学校の子どもたちの身の安全をどう守るのかということにつきましては、当然、地元の保護者の方々のご協力も得ながらですね、信号はない中で、やはり最終的に自分の身を守るのは自分でございますので、そこら辺のですね、交通安全意識の徹底でありますとか、この前の自転車の事故につきましても、本人に全く非がなかったかといわれますと若干疑問な点もございまして、安全注意義務等々も徹底をしながらですね、当面の間、危険な場合は当然学校の教員が付き添いする必要もある場合もございましょうし、教育委員会としてできるだけことはしていきたいなというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 通学路の安全については、保護者の方々も非常に関心が高くなっておりますので、交通安全対策のほう、よろしく願いをいたします。

もう1点、通学路の安全対策について質問させていただきます。豊中市や亀岡市などで登校中の児童の列に車が突っ込むという事故があり、斑鳩町でも通学時間帯の交通規制を求める声が上がっています。これまでも登校時間帯の通行規制について検討されたことがあると聞いております。児童が集中するそのわずかな時間だけでも、車の通行を一方通行にしてもらおうなどの対応を求める声があります。しかし、それには周辺住民の理解と協力が必要と聞いています。

周辺の住民の理解と協力というのは具体的にどのようなことなのか、通学時間帯の一方通行を実現するためにはどのような手順が必要なのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 通学路の通学時間におけます時間規制等、通行規制につきましては、県公安委員会による決定を受ける必要がございます。通行規制をかけるという場合でございますけれども、この手順といたしまして、まず、申請者が関係自治会等の地元住民の方々の同意を得ることが必要となっております。その上で、所轄警察署に通行規制の要望を上げていくということになりますが、警察側におきまして、その路線に対する規制の必要性や交通安全上の問題、交通渋滞の関係などについて慎重に審査をされ、県公安委員会が最終的な決定をしていくということになりますが、この審査決定において問題等がなければ、通行規制について決定をされるということになっていきます。

通行規制につきましては、付近住民の方々の日常生活に影響を及ぼすこととなりますので、関係者などの合意形成を図ることが非常に重要となっております。特に、規制による範囲が広範囲にわたる場合など、地元住民の方の同意も困難になるということが予想されるところでございます。過去には同意をいただけなかったといった事例も町内でもあったところがございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） すみません、その周辺住民の理解と協力というのは、その沿線のお住まいの自治会ということで理解させていただいていいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 先ほどの答弁の中でございましたが、沿線だけではございませんで、その影響範囲が広がるような路線等もございますので、一定この範囲ということで決められたものではございません。影響のある自治会、地域ですね、という範囲の合意がやっぱり必要ではないかということでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。通学路の安全対策について、引き続き取り組んでいただけるように要望いたしまして、この質問は終わります。

続きまして、3番の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定について、お伺いをします。地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に向けていよいよ具体的な作業に入られると思います。総合戦略については、地方への新しい人の流れをつくる、地方に仕事をつくり安心して働けるようにする、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代にあった地域をつくり安心な暮らしを守る、地域と地域を連携する、この5つの基本目標に基づいて政策の方向を示し、具体的な施策を盛り込むことになっていきます。この施策については、翌年度の国の補助金や交付金の活用が見込まれます。来年度の予

算を要求するためには、計画そのものは今年度末に策定をすとしても、予算を要求する時期までに町が推進する政策を固める必要があると思われます。計画策定に向けたスケジュールをお聞かせください。

また、総合戦略の中で、町が実施する政策について、斑鳩町では、大阪や奈良などへの通勤圏にあるという環境から、雇用創出よりも結婚・出産・育児への支援を進めることが有効かと思われます。現段階で具体的な政策をお伺いするのは難しいと思いますが、住民の声をどのように反映し、どのように計画策定を進めていくのか、策定方針についてお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ご質問の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略につきましては、ご承知のとおり国と一体的な取り組みでございますので、まず、国の動きから簡単にご説明を申しあげたいと思います。

国におきましては、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定されまして、昨年12月に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向性を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、これを実現するため、今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示するまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されております。

国の長期ビジョンでは、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望が提示されており、国の総合戦略では、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、東京一極集中を是正する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、あるいは地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的視点のもと、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により活力ある日本社会の維持を目指しておるところでございます。

これらのまち・ひと・しごとの一体的な創生を国と地方がともに進めていくに当たっては、地方の自立につながるよう、地方みずからが考え、責任を持って戦略を推進するという観点から、地方公共団体においても、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた地方人口ビジョンと地方版の総合戦略の速やかな策定が求められております。町としても、遅くとも今年度中に策定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

斑鳩町におきましても、人口の動向あるいは中長期の展望を示す斑鳩町人口ビジョンと、それから、その人口動向や産業の実態を踏まえながら、人口減少に対処するため、

今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する（仮称）斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきまして、先ほど申しあげました今年度中を目途に策定をしたいということで取り組んでいるところでございます。

その策定及び運用に係ります推進の体制といたしましては、町長、副町長、教育長、部長級の職員で構成をいたします斑鳩町まち・ひと・しごと創生本部を設置をいたしまして、全庁的な体制で取り組むことといたしております。さらに、住民アンケートによります意識調査などの実施、また、外部の有識者会議として（仮称）斑鳩町まち・ひと・しごと創生会議を設置をいたしまして、産業界あるいは大学、金融機関等の関係者の委員構成で総合戦略の方向性や具体案への幅広い意見を反映させたいと考えております。

策定のスケジュールといたしましては、斑鳩町人口ビジョン素案につきまして9月末ごろに取りまとめを行いまして、それを踏まえた（仮称）斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案を11月末ごろに策定をいたしまして、その素案内容を議会にもご報告申しあげまして、審議をいただいた上で、翌年の2月ごろに策定をする予定といたしております。

総合戦略の策定方針につきましては、世界文化遺産である法隆寺を初め歴史的文化的資源を有する本町の特性を踏まえまして、観光による交流人口の増加と人口還流の加速に加えて、出産・子育て支援に重点を置くこととし、本町に住みたい、住んでよかった、住み続けたいと思える愛すべきふるさと斑鳩の実現に向けまして、人口減少克服、地方創生に積極的に取り組み、安全に安心して元気に暮らせ、安心して生み育てることのできるまち、さらには、町外からも多くの人に訪れていただきまして、人と人とが交流するにぎわいのあるまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 今年度から、子ども・子育て支援事業計画がスタートしましたけれども、課題も幾つかあると思われまして。この総合戦略を活用することで、国の補助金や交付金を利用し、出産・育児への支援を充実させ、斑鳩町で子どもを育てたいという方々がどんどん斑鳩に移り住んでくるような政策を求められておると思います。このあと、また委員会でもございます計画策定の課題、また議会にも報告していただき、すばらしい計画を策定していただきますように要望をいたします。これでこの質問については終了させていただきます。

続きまして、4番の貸農園について、お伺いをします。農家の高齢化に伴い、耕作を続けることが難しくなっている田畑がふえてきています。人に貸していたけれど、高齢になり耕すことができなくなってきたと戻ってきた。自分自身もこれ以上耕すことはできない。どうしようと頭を悩ませておられる方が多くおられます。菜の花を植えるなど町も取り組みは進めていただいておりますけれども、やはり田畑は田畑として活用することが望ましいと思います。また、斑鳩の里の田園風景は斑鳩の魅力の1つでもありますので、その点からも田畑としての活用を進めていただきたいと思います。

そこで質問ですが、町で実施している貸農園を拡大をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。そして、現在は町内を対象に利用者を募集しておられ、駐車場なども特にないと聞いています。それでは借りられる方が限定をされてしまいます。貸す対象を町外の方に広げることや、遠くからも来られるように駐車場を設置するなどの体制をつくれば、もっとニーズは広がるのではないのでしょうか。周辺の自治体ではどのように実施されているのか、また、耕作放棄地をふやさない取り組みとして貸農園のあり方を見直し、拡大することはできなのか、町のお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 町の貸農園でございますけれども、現在、稲葉車瀬地区の57区画、それから阿波地区の42区画の合計99区画がございます。現在の利用状況といたしましては、稲葉車瀬地区、55区画が入園されておまして、2区画のあきがございます。阿波地区につきましては、42区画全部入園されている状況でございます。直近で募集をいたしましたところでございます。3月広報におきまして、稲葉車瀬地区で10坪区画で3区画、稲葉車瀬12坪区画で2区画、阿波6坪区画で4区画の募集を行いました。これに対しまして、稲葉車瀬10坪区画で1区画、それから稲葉車瀬12坪区画で1区画の2区画が、まだ、いまだあいているという状況になってございまして、このように、募集をいたしますが定員に満たないという状況で、ここ数年同じような定員に満たない状況が続いているというところでございます。

町外の居住者にも利用できるよということ、参考にですね、近隣市町の貸農園の状況を確認いたしましたところ、平群町では、3か所の106区画で100区画が入園されておまして、6区画があいていると、募集資格は町内在住者に限定をされているところでございます。三郷町も、2か所の180区画で160区画が入園され、20区画のあきがあるということで、募集資格は町内在住者に限定しているとのことでございます。安堵町、大和郡山市につきましては、貸農園自体が存在しないということで聞

いております。

当町につきましても、近隣市町と同様、住民の皆さまに土に親しんでいただく機会と農業に対するご理解を深めていただくことを目的として貸農園を運営をしておりますことから、募集資格は町内在住に限定をしております、今のところですね、現状の運営形態を維持していきたいというふうに考えています。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 特に町内に限定をされておられるというのは、住民サービスのためにこの貸農園を運営しているということで理解させてもらっていいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） はい、もちろん今、質問者ご指摘のとおりでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 斑鳩は、大阪などの都市部にも近くて、週末を利用して農業をしたいと思われる方にとっても絶好の場所だと思います。都市部の方が週末に訪れて田畑を耕し、ついでに斑鳩で物を買って消費をしていただけたら経済面でも有効だと思います。ぜひとも貸農園の拡大に取り組んでいただきますように要望いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

10時50分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問を行わせていただきます。

1つ目に、明るい選挙推進運動についてというふうに書かせていただきました。私たちが行っている民主主義というのはですね、やはり私たち皆が参加し、私たち全体のことについて決める仕組みであり、最終的には国民の意思によって政治のあり方が決まる政治です。日本においても、選挙によって選ばれた代表によって政治が行われますが、あくまでも主権は国民・住民にあり、選挙は国民が政治に参加する最大の機会であります。民主主義の根幹をなすものであるというふうに、私たち関係者にとっては当たり前



のことかもしれません。

しかし、先般行われました地方統一選挙での投票率を見てみますと、長期低落傾向が続いており、斑鳩町におかれましても8年前の投票率から7.6%の低下となっております。かつて経済が右肩上がりに発展する時代にあっては、学校教育を終えると安定した職場が得られるという暗黙の前提があり、政治や社会に関心が無関心でも終身雇用と年功序列というシステムが安定した生活を保障しておりました。そのようなシステムが続き、生活が豊かになるに従い、人々の価値観が多様化し、政治に対する関心が相対的に薄れてしまった、低下してしまいました。しかし、このような事態はですね、既に過去のものでありまして、若者も年配者、高齢者の方々も、それぞれに社会的知識の欠如や社会的無関心では通用しない時代が、社会になってきていると私は考えております。だから、定期的に一般質問での投票率の向上について取り上げさせていただいてまいりました。

今回はですね、公職選挙法で「公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努め」なければならないと規定されております常時啓発を責務とされている選挙管理委員会と官民一体となって活動されている明るい選挙推進協議会について、お伺いをさせていただきたいと思っております。

まずは初歩的な、明るい選挙推進協議会の取り組みについて、お伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 斑鳩町明るい選挙推進協議会は、委員10名で構成をされ、選挙が公正明朗に行われるよう活動実施をしております。

その内容でございますが、各選挙時におきましては、JR法隆寺駅や商業施設で街頭啓発を実施したり、広報車での広報により投票率の向上を図っており、また、選挙時以外の平常時におきましては、公益財団法人明るい選挙推進協会が実施をする明るい選挙啓発ポスターの募集について町内の各小・中学校へ依頼し、さらに、成人式においても新成人へ選挙啓発冊子を配布するなどの取り組みを行っております。

また、奈良県明るい選挙推進協会主催の白ばら大会への参加を通じ、委員の明るい選挙の推進に対する意識の向上を図っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご説明いただきまして、ありがとうございます。

まずですね、先に、先般3月11日に明るい選挙推進協議会、選挙の推進にご尽力い

ただいた斑鳩町の明るい選挙推進協議会の方が総務大臣に総務大臣表彰を受賞されましたことに対しましてですね、長年の功績に対するはえあるご受賞を心からお祝い申しあげさせていただきます。

さて、投票率というのはですね、やはり選挙の争点や候補者の顔ぶれによって、さまざま要素が総合的に影響するものと考えられますので、やはり投票率の低下をもってですね、啓発の成果がなかったと断言することはやはり難しい、断言することはできない。むしろ投票率の低下の下支えをですね、明るい選挙推進運動によって果たしていったのではないかというふうな見方もできると思います。

しかし、これまでの常時啓発の手法や内容が不十分であったという面についてはですね、やはり否定できないというふうに私は考えております。昭和27年からの運動開始から六十数年を経て、今ですね、時代に即した新しい、やはり手法等を取り入れるべきではないかというふうに、以前、予算か決算のときにも申しあげさせていただきましたが、やはり新しい時代に即した手法を町としてはどのように考えておれるのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 黒崎選挙管理監委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 常時啓発につきましては、先ほどもご答弁をさせていただきましたが、明るい選挙啓発ポスターの募集や新成人に対する啓発冊子の配布等を行っているところでございますが、近年、情報発信媒体の多様化が進んでいるということから、町ホームページに掲載をしております選挙啓発情報を充実させることや、町のフェイスブックを活用して啓発を行うなど、幅広い年齢層の関心を高めるような取り組みを今後実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 今、ちょっとご説明をいただきましたけれども、やはり物足りないような気がするのはですね、私だけなんでしょうか。もちろん投票率の低下の原因がですね、選管や明るい選挙推進協議会の方々だけにあるというふうに押しつけるつもりもありませんし、原因の一因であるやはり政治家としては、昨年的一般質問のときにですね、政治家として反省をさせていただいて、また、おわびもさせていただきました。本当にさまざまな要因がある中でですね、これからの投票率の向上に向けて、昔から提言されている課題に対しての回答を、やはり今から取り組んでいかなければいけない。総務省で常時啓発のあり方について議論されている課題、明るい選挙推進協議会活動の課題がですね、まだ斑鳩町の中においても斑鳩町としての課題として残っていることに対

しまして、やはり私は問題があるというふうに考えております。ぜひ、総務省が提言されている新しい常時啓発のあり方、新しい時代に即した新しい、社会に参加し、みずから考え、みずから判断する主権者を育てる啓発活動をしていただくように要望させていただきます。

では、次にですね、18歳選挙権が今月あたりに、再来週あたりに可決され、現実のものになろうとしていることや、未成年者も参加する住民投票条例を制定されている地方公共団体もあることを踏まえ、将来を担う子どもたちに対して、主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力、行動力の習熟を進める政治教育を充実させることはですね、やはり早急に取り組むべき課題ではないかなというふうに考えております。ですから、今回もあえて、若者世代の投票率の向上や若者の社会参加の促進などについて、どのように町として考えておられるのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 黒崎選挙管理監委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 投票率についてでございますが、国政の選挙でございます、平成26年12月14日に執行がされました第47回衆議院議員総選挙における国全体の投票率は52.66%というふうになっております。年齢別の投票率では、20歳代の投票率は国全体では32.58%であり、20歳代の投票率は各年代の投票率の中でも最低の数字となっているというふうな結果が出ております。

以前にも、若年層の投票率についてご質問をいただきまして、その際にお答えをしておりますが、若年層が投票に行かない理由といたしまして、政治的なものへの感心が低い、投票へ行っても政治にどのように結びつくのかわからない、投票したい人がわからないなどが挙げられております。

少子高齢化が進む中、現在、第189回国会において、選挙権年齢を20歳から18歳へ引き下げる公職選挙法等の一部を改正する法律案が審議されており、本法律案が可決されれば、交付の日より起算して1年を経過した日から施行することとなっております。このような若い世代の社会参加の促進に伴い、早い時期から政治的関心を高める取り組みや選挙啓発の実施はさらに重要であると認識をいたしております。

こうしたことから、先ほどの答弁でも申しあげましたが、町のホームページやフェイスブックを活用し、政治的関心を高める取り組みや、啓発活動の充実について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 若者の投票率の向上についてはですね、必要性についてはご認識を

いただいているということで安心はさせていただきましたけど、ちょっと今、ちょっともう一度確認なんですけど、20代の方々の投票率、今、何%とおっしゃいましたかね。

○議長（中西和夫君） 黒崎選挙管理監委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 平成26年12月14日の衆議院選挙の結果でございますが、20代の投票率は、国全体では32.58%でございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 失礼をしました。やはり斑鳩町においてもですね、20代の方の投票率っていうのがすごく低い。例えばですね、やはり、今の20代の方々と50代、60代の方々のパーセントの数字でいうと、やっぱり30%の差があるという現実についてですね、これは町のデータはなかなかないので国のほうのデータでしか検証はできませんけれども、そういうことについてもやはり、もっと、もっと若者についての投票率の向上について取り組んでいただく必要性というのは、やっぱりはっきりしていると思います。

今、ご答弁いただいたホームページやフェイスブックを活用した、低コストで双方向のコミュニケーションが可能なインターネットを活用した、若者の政治参加の機運を、インターネットですね、若者の政治参加の機運をですね、高める上でも有効なツールがありますので、ぜひ検討のほう、というかですね、実行のほう、よろしく願いたいします。

今回もですね、なぜ投票率の向上と社会参加の促進をセットにして伺ったのかといいますとですね、やはり地域とのかかわりなくしてやはり投票率の向上というのがやっぱり望めないと考えているからです。最近の若者はですね、リアルな人間関係の減少をやっぱり、地域のコミュニティのコミュニティ機能の低下、家族構成員の減少などのためにですね、人や社会とのかかわりが少なく、社会の一員であるという意識が薄いというふうに言われております。いわゆる社会化、名実ともに社会の一員としての自覚がおくれていることが大きな要因の1つではないかというふうに総務省のほうで、明るい選挙推進協議会のほうで言われております。

だからですね、やはり、私もいつも定期的に若者の社会参加、地域とのつながりをもっと、もっと強く結びつけていく必要性、その施策をですね、定期的に今、訴えさせていただいております。ぜひですね、総務省においてですね、最終報告書が、常時啓発活動のあり方、その諸事業に関する最終報告書っていうのがですね、もう数年前に上がっております、その中でですね、紹介されている新しい時代に即した活動や、もしくは

やはり新しい先進事例としてですね、若者が地元の投票所で看板やポスターと一緒に自分の姿を写メとかで、写真で撮った写メをですね、地元のカフェや居酒屋、地元の商店、そういうところに提示するというか、写真を見せることによって、若者の選挙割りというものが今、行われています。やはりいろいろな問題はあると思います。確かにいろいろ行政がされる、選管がされる、明るい選挙推進協議会がされることっていうのはですね、なかなか政治からの中立性や距離を取り過ぎたことが原因でですね、弊害でですね、やはりちょっとなんか、今の時代に合った活動、そういうことができていないかなというふうに思いますので、ぜひ若者の社会参加を促進している先進国の、若者の社会的影響力を高める諸外国のですね、取り組みを検討していただきますように要望をさせていただきます。次の質問に移らせていただきます。

次に、学校教育における政治教育についてというふうに通告をさせていただきました。先ほども言わせていただきましたようにですね、若い方のやはり有権者の投票率は、いずれの選挙においても他の世代に比べて低く、しかもその差が昔と比べるとやっぱり拡大してきております。例えば、衆議院選挙における差については、20代の投票率は全体の投票率に比べまして約20ポイントほどの差になっておりますし、先ほども申しあげましたとおり、20代と50代、60代だけを比較すると、約、投票率30%の差があります。やっぱり若い有権者の投票率が低いのはですね、他の世代に比べて政治的関心や投票の義務感、政治的有効性の感覚が低いからであるというふうに考えられております。これまでの各種意識調査によるデータがやはりそのことをあらわしているというふうに思っております。

要因はたくさんありますけれども、その1つとしてですね、有権者になる前の学校教育においてですね、政治や選挙の仕組みを教えても、やはり政治や社会的に対立する問題を取り上げて関心を持たせたり、判断力を養成するような教育が日本ではほとんど行われていないということがですね、課題が、やっぱり総務省のほうで有識者において問題提起をされております。したがって、若者の選挙離れは学校教育と深くかかわる問題であることが明らかになっております。

そこでまず、斑鳩町における小学校、中学校学習指導要領において、議会、政治、選挙の意義をですね、どのように学校教育の中で指導しているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、教育基本法から説明をさせていただきますが、この教育

基本法第14条では、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定をされております。また、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定されておるところでございます。

また、小学校学習指導要領では、我が国の政治の働きについて、政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを児童に考えさせるようにするとされており、具体的には、国会などの議会政治や選挙の意味、あるいは国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、あるいは国民の司法参加、租税の役割などについても扱うこととされております。

次に、中学校学習指導要領でございますが、これには、地方自治の基本的な考え方を理解させるとされておりました。その際に、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てることであるとか、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせること、または多数決の原理とその運用のあり方について理解を深めさせることとされております。さらに、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連と選挙の意義について考えさせるというふうになっております。

当然のことながら、本町では、これら教育基本法及び学習指導要領に基づいた指導を行っておりますが、議会政治でありますとか、選挙制度などの理解で終わることなく、その仕組みや意義、働きについての理解も深めさせるよう努めてるところでございます。

また、本町独自の取り組みといたしましては、平成7年度から子ども模擬議会を議会の協力を得ながら開催をしております。現在では、小学校6年生、そして中学校1年生の児童生徒を対象に、その各クラスの代表として一日議員となることによりまして、授業の中で児童生徒みずからが行政課題を見出し、そして議論し、町行政に一般質問として訴えかけることなど、その意義や目的を学ぶとともに、町議会や町行政に関心を持ってもらうよう取り組んでいるところであります。さらに申し上げますと、本町独自で作成しております社会科の副読本では、小学校3年生及び4年生を対象に、選挙における投票の仕組みを図解を用いてわかりやすく説明をするとともに、町議会の役割や町財政の状況を盛り込んで作成をしております。

これらに加えまして、中学校では、選挙制度を用いた方法で、生徒による生徒会役員

でありますとか、学級委員を選出しております。具体的に申し上げますと、生徒会役員につきましては、生徒による選挙管理委員会を組織し、その選挙管理委員長の告示によりまして生徒から立候補者を募り、立会演説会でありますとか、応援演説などの選挙運動を経て、生徒による投票により役員が選出されます。また、学級委員につきましては、通常は各クラスの担任教諭が生徒の希望の聞き取りや推薦により選出をするわけでありますが、希望する生徒が多数の場合は投票を行って選出をしております。なお、小学校の学級委員につきましては、希望する児童が多数の場合は話し合いなどにより選出しておるところでございます。

このように、小・中学校の現場におきましても、役員や委員の選出を通して民主的に物事を決めていく取り組みについての教育が行われているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 今、教育長のお話をいただきまして、斑鳩町の将来を担う子どもたちが、やっぱりですね、早い段階から、自分が社会の一員であるという自覚、そして主権者であるという自覚をですね、持つ必要があるというふうに考えていますので、私として質問をさせていただきました。そして、改めて町独自の取り組みについても教えていただき、制度だけの理解ではなくですね、やはり意義についても理解を深めていく努力をされていることについて、しっかりと確認をさせていただきました。

全国的に教育政治のほうで言われております今の学校教育においてですね、教育基本法の、今おっしゃっていただいたように、第14条の第1項がですね、良識ある公民として必要な政治教育は、教育上尊重されなければいけないと政治教育の重要性をうたっているにもかかわらず、同条の第2項がですね、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならないと、政治的中立性を要請しております。このことがですね、変に、政治的中立性の要求がですね、非政治性の要求というふうに誤解されているのかなというふうに思います。政治的テーマを取り扱うこと自体がですね、教育委員会、教育行政において避けられてきた傾向にある中においてですね、全国的な、一般的な資料を見させていただきますとそういう傾向がある中でですね、斑鳩町では、子ども模擬議会などの取り組みによりですね、自分たちの住んでいる地域をしっかりと観察し、地域にどのような問題があるのか、そしてそれを調べ、どうやって解決していくのかということですね、しっかりと考え、議論している、合意を得るという民主主義の基本を体験する貴重な取り組みをしていただいていることに感謝を申し上げます。ぜひですね、その子ども模擬議会に出席した子ども

たちがですね、継続してそういうふうにかかわれる施策というのをですね、これからの時代、施策を足していてもいいのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひそういうふうな、これからの時代に合った、即した、ぜひ求められている主権者教育、小学生、中学生、まだまだ幼いかもしれませんが、やっぱり斑鳩町の将来を担う子どもたちに対して、早くからそういう意識をですね、持っていただけるような活動をですね、教育委員会のほうにはよろしくお願いをさせていただきます。

では次にですね、18歳選挙権が現実のものとなろうとしている今、将来を担う子どもたちに対しまして、主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力を、行動力の習熟をですね、進める政治教育を進めていくに当たって、充実させていく必要性についてですね、斑鳩町教育委員会としてどのように考えておられるのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 現在、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が国会で審議されているところでございますが、現時点におきましては、国あるいは県のほうからこの選挙権年齢の引き下げに伴いまして指導のあり方について、小・中学生に対する指導のあり方について、特には明示はされておらない段階でございますので、今後、この法案の動向あるいは国・県の動向を見ながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） そのように答弁されるしかないのかなというふうに思いますけれど、今の段階におかれましては。今回の一般質問でですね、やっぱり私たち、つい先日、先般4月に地方統一選挙の直後でありましたし、今、18歳選挙権でいろいろな報道がされている中でですね、やっぱりタイムリーな問題かなと思いましたが、住民の皆さま方がですね、やはり関心のあることかなと思いましたが、今回質問をさせていただきました。

文科省においても、1960年代でしたかね、政治にかかわることがですね、教育上よくないというふうな通達が、今回取り消しされるようなことになっていると思いますのでね、やっぱり今、これからの新しい時代に向けての主権者教育というのをですね、やっぱり新しい、しっかりとした、時代に即した政策をですね、もっと、もっとやっていただきたいなというふうに思います。

そして、今回、先ほどの総務課のほうにも質問させていただいた問題、課題はですね、



昔から問題提起されている問題でありまして、18歳に選挙権が引き下げるから新たな問題として取り組まなければいけない問題ではありませんのでね、選挙権が18歳に引き下げになるということは、これはこの若者の投票にかかわる、政治にかかわる大きな機運ですのでね、どんどん、どんどん新しい施策もやっていただきたいですけれども、それとは関係なく、やはり常時啓発活動を学校教育においてもしていく必要性がですね、10年前、20年前とは比べ物にならないほど重要性を増していると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、ちょっとご提案させていただきたいのがですね、先ほどから総務省のほうの常時啓発活動のあり方についてで最終報告書の中で提言されておりますのが、文科省が推奨されております放課後子ども教室で選挙クイズや模擬投票などの出前講座、そういうこととしてはどうかというふうにご提言をされております。そのほかにもですね、その提言書にはですね、やっぱりいろいろな新しい施策、若者を巻き込んだ、若者が主体的に若者に対する啓発活動がされるような政策や、例えば学生投票率100%をめざす会、青少年選挙ボランティア、選挙事務所のインターンシップなど新しい取り組みが行われております。この新しい取り組みが行われることによってですね、今ちょっと、例えば投票所の雰囲気暗いとか、それで、投票所に行くとやっぱり今の斑鳩町では名前を読み上げられる、そういうことがかなんから期日前に行く、もしくはもう投票に行かないという方もおられますのでね、やっぱりこれからの時代に、今ある課題をですね、しっかりと斑鳩町としてクリアをしていくことに対してですね、やっぱりいつといつかですね、はっきりと期限を決めて、いつまでに選挙管理委員会として、明るい選挙推進協議会として、期限を区切ってしっかりと長期的な目標に向かってですね、取り組んでいく、そういうことを、具体的なことをですね、やっぱりやっていかないと、この今の日本で起きている、若者だけではなくですね、投票率の低下という問題に対して改善されていかないのかなというふうにご考へております。

本当に、今回はですね、総務と教育委員会に対していろいろ質問をさせていただきました。子どもや若者だけでなく、高齢者もですね、しっかりと意識を高く持ち、政策はもちろんのこと、人の選択に関しても人物や見識を吟味し、地域の将来を見据えた主権者としての責務を果たしていく必要があります。それはなぜかといいますと、やっぱりこれからの時代ですね、今起きている多くの政策課題の中にはですね、世代間の対立を招くおそれのあるようなものがありますのでね、やはりそれらを乗り越えて適切な選択を行っていくにはですね、若い世代だけでなく高齢者も日ごろから学び続ける、その必

要性も総務省のほうで訴えられております。政治的判断力や批判力などの政治的リテラシーを高めることができますね、やっぱりこれからの時代本当に求められているということですね、この私の一般質問を通して担当課としてしっかりとした認識を持っていただきたい。そして、新しい時代にあった常時啓発活動、時代に即した、社会に参加し、みずから考え、みずから判断する主権者の育成にですね、町を挙げて取り組んでいただきたいと思います。まだ主権者教育というのがですね、全国的に認知されているかといえれば、この総務省のほうでも課題ですけれども、これからどうやって、いかに認知、周知をしていくか、そして国民の一人ひとりに、この、今、総務省がやっている、明るい選挙推進協議会が行っている活動をですね、認識していただくか、そういうことも今うたわれている中、いち早くやっぱり町として、ほかのところがやっていない、国から、県から通達が来ていないからではなくて、やっぱりもう将来を見据えた施策としてですね、ぜひ取り組んでいただきたい分野だなというふうに思いますので、今回質問させていただきました。ぜひ前向きに、期間をある一定の期間を決めてですね、取り組んでいただけるように、また次回、ちょっと確認のためにいずれまた一般質問させていただきます。

すみません、いろいろ要望ばかりで申しわけないですけれども、最後にですね、3番の高齢者の買物支援についてということを通告をさせていただきました。高齢者の買物支援について、1としてですね、スーパー万代の改装工事に伴う休業期間中の買物支援についてということですが、自助や互助によりですね、何とか2か月間だけなら、10月後半から12月の初めのほうの何とか2か月間だけなら対応できる、乗り切れるという住民がですね、おられるかもしれません。けれども、それでも高齢者や子育て世代の方々においてはですね、やっぱり日常的に買物が不自由になる方がですね、やっぱり出てこられると思うんです。私もですね、やっぱり互助の中でそういう支援をさせていただきますけれども、やっぱり地域で、この斑鳩町で安心して生活できるためにも、地域包括ケアシステムがですね、まだ構築されていない、それで取り組みがおくれている生活支援の中でですね、行政としても支援をですね、もう既にもう11月いっぱい、はっきりともう万代スーパーが休業するということがわかっているのなら、今から検討していただきたくですね、質問させていただきました。

ですので、町として今回認識していただきたく取り上げさせていただきましたけれども、私の一般質問を受けて、町としては現在どのように対策を講じていかれるというふうに考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 万代法隆寺店につきましては、その地域の中核となるスーパーマーケットでありまして、休業時におきましては周辺の住民の皆さんに大きな影響があるということから、まずは、仮設店舗の設置につきまして要請を行ってまいりたいと考えております。

また、それらが無理な場合につきましては、社会福祉協議会の生き生き号の運行を工夫することができないか、あるいは周辺の小地域福祉会などに対しまして地域の高齢者などへの支援をお願いできないか、その是非も含めまして、社会福祉協議会も交えて検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ぜひいろいろなことを検討していただきまして、町民がですね、一人でもやっぱり買物に不自由な目に遭わないように取り組みをしていただきたいと思います。そして、まだ知らない方々もたくさんおられると思いますのでですね、行政のいろいろな手段を使ってですね、つながりを使ってですね、早く周知をしていただく、そのことによってやっぱり、まずは自助・互助によって対応できる人々をどんどん、どんどんふやしていく、そういうこともお願いをさせていただきたく、今回一般質問をさせていただきました。

なかなか、今ご答弁いただいた内容というのがですね、本当に今の中で最大限の努力、努力というかですね、できることなのかなと思います。実際にはやはり、内々の話ですけども、本当に難しい中、よくこれだけのご答弁をしていただけたのかなというふうに評価はさせていただきます。

ではですね、次に移らせていただきますと、2番として自助や互助による自発的な取り組みを生み出していく必要性についてというふうに書かせていただきました。例えば、斑鳩町の中には、商店などのように自助によるサービス購入を前提としたサービスもあれば、ボランティアや自治会、老人クラブのように互助の中で支援を提供する資源も今後はやはり検討する必要があるのではないかというふうに考えております。こうした地域内の取り組みをですね、地域包括ケアシステムの中に取り込むためには、やっぱり斑鳩町が中心となってこれらの資源を、これらの人材というか各種団体をですね、うまく組み合わせることによって地域のニーズをつないでいくことが重要になるというふうに考えております。そして例えば、スーパーマーケットまで足を運ぶことができない高齢者のために近隣住民が買物を代行したり、住民組織で、自治会で移送の支援をするといった取り組み、あるいは商店側が公民館等に商品を一括配送したものを住民組織が個別

にですね、宅配するといった取り組みも考えられると思います。

そして、買物支援だけではなくてですね、関連してですけども、比較的元気なうちからでも、やっぱりひとり暮らしの高齢者のみでは、やっぱり暮らしていくにはさまざま生活上の困り事が多いというふうに考えられますのでね、このことからやっぱり一定の地域単位、自治会単位でですね、民間事業者や自治会、住民組織などからの生活支援サービスが受けられるといったこともですね、やっぱり将来的には考えていかなければいけないというふうに、今、国のほうでも提言されております。

ですからですね、そういう必要性、これからの自助や互助についてですね、長期的な視線で斑鳩町としてはどのように考えているのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃいますように、今後、高齢者のひとり暮らしあるいは高齢夫婦のみの世帯が増加していくことから、高齢者が住みなれた家庭・地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、高齢者の買物支援に限らず自助あるいは互助による自発的な取り組みが必要であると思っております。住民の皆さまによるもののほか、いわゆるNPOでございますとか、ボランティア団体、それから事業者など多様な主体による多様な生活支援のサービスを提供できるようにしていくことは、まちづくりにとって非常に大切なものと私どもも考えているところでございます。

また、これも質問者がおっしゃいましたように、高齢者が住みなれた地域で最後まで住み続けるようにするために地域包括ケアシステム構築というのが必要となっております。この地域包括ケアシステムの構築について重要な要素となりますのが医療・介護の連携あるいは認知症の施策の推進、そして介護予防や生活支援等でございます。このうちの生活支援につきましては、高齢者個々のニーズと生活実態に合わせたサービスを提供するためには、ボランティアなどの担い手の養成や発掘など地域の資源の開発が必要でございます。また、自治会等のように互助の中で支援を提供できる地域資源のネットワーク化なども必要でございます。

こういったことから、住民と行政が協働で取り組んでいくということが必要であると考えておまして、今回、課題であげていただきました買物支援につきましても、そういった取り組みの中で対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ただいま理想的な答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ます。今、2番目に質問させていただいたことがですね、昨年12月にですね、担当課に文章で通告させていただいて、担当課のほうといろいろ勉強させていただき、それで、これに関連して先進的な事例があれば教えていただきたいというふうに、いろいろ担当課のほうにいろいろお世話になったにもかかわらずですね、今回このように一般質問させていただいたのはですね、やはり1番目で取り上げさせていただいた万代スーパーの影響の関係で今回ちょっと取り上げをさせていただきました。

1番に関しましては、やはり長期的な、2025年、団塊の世代がですね、後期高齢者を迎える、それに向けて2番において長期的な視点でゆっくり、ゆっくりというか、言い方おかしいかもしれませんが、やっぱり10年かけて斑鳩町内で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築というのに向けて取り組まれる、それを私としても評価をさせていただいたので、12月の段階ではあまり表にあげさせていただかなかったんですけれどもね、やっぱりその中で、私自身もですね、ちょっとのんきだったのかなというふうに、今回、万代の関係で思わせていただきました。やっぱり目の前にですね、もう今、困っておられる高齢者の方々、買物難民という言い方が正しいのか、悪いのかはわかりませんが、やっぱり実際に今、困っておられる方々をですね、どうにかしてやっぱり助けていかなければいけない、それがやっぱり心のこもった行政だというふうに思いますし、そしてですね、今の高齢者の方々ってすごく元気がある、活力がある、そして頭もしっかりしているというか、スマートフォンとかね、タブレットも使いこなせることができる、そういう方々がですね、今、それだったら私たちが元気なうちに、今しっかりと自治会や老人会、小地域福祉会で今から取り組んでいきたいという方々、団体がですね、既にある。そういう団体におかれましては、やっぱり、平成29年、生活支援の関係でですね、町一斉にというか、取り組むのではなく、そういう意欲的な地域におかれましては、今の気持ちをですね、なえさせないように、ちょっと町としてもやはり早急に対応できる範囲で、本来でしたら自助・公助というふうに僕もさっきから言わせていただいている中で矛盾しているかもしれませんが、やはり行政として手助けできる部分については柔軟に対応していただく。そして、そのことによっていち早く斑鳩町で高齢者の方々、子育て世代の方々が日常的にですね、買物に困らないような斑鳩町に、住みよい斑鳩町にさせていただきますよう要望させていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

町立図書館の運営について、質問させていただきます。たしか数年前には人口3万人未満の自治体の中で個人貸出冊数が全国1位になったと聞いたことがありましたが、ここ数年の利用状況についてお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 町立図書館の利用状況についてでございます。来館者数につきましては、平成22年度に20万5,932人でしたが、これが平成26年度では18万9,750人と減少しておりまして、この過去5年間では1万6,182人減少しているという状況でございます。

次に、貸出の冊数でございますが、平成21年度の43万6,617冊をピークといたしまして、平成26年度には37万1,963冊と約15%の減少となっている状況でございます。

その中でおきまして、今ご紹介もいただきましたが、平成22年度及び平成24年度におきまして、当町と同規模、人口3万人未満の全市町村の、約500団体あるわけでありまして、その中で個人貸出冊数で全国1位になるなど、開館以来、継続して全国の上位の実績をあげていることは確かでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 来館者及び貸出冊数ともにここ近年減少している原因があると思いますが、住民にとって利用しやすい図書館でなければいけない要素の中でも重要となる新刊の、新しい本ですね、リクエスト希望の対応はどのような状況なのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 予約リクエスト制度には、貸出中の資料について順番待ちを受け付ける予約制度と図書館に所蔵をしていない本の希望を受け付けるリクエスト制度がございます。多数の利用が見込まれる一般的な資料につきましてリクエストがあった場合には、町民の希望を極力反映した購入を行っているところでございます。

また、町立図書館、各公民館図書室で購入できない本もございまして、この本につきましては県内図書館からの協力貸出という制度、相互貸借という制度もございまして、それを受けておりまして、購入とは別に年間約1,000冊を超えているところでござ

います。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今後とも、新刊購入、新しい本の購入ですね、と他の自治体が運営している図書館との相互貸借を進めることで多様化する住民ニーズに応えていこうとされていることはわかりました。

では、利便の面からの質問をさせていただきます。いかるがホールの図書館と各公民館図書室との連携についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） いかるがホールにあります町立図書館と3つの公民館の図書室では、この4か所のどこからでも本を借りられ、どこへでも返すことができるだけではなくて、本を予約して希望の窓口まで取り寄せることが可能となっております。

図書館と3つの公民館を合わせて、現在約20万冊の蔵書がございますが、町民の方々により便利に提供するため、図書館及び3公民館図書室を結ぶ図書の集配を平成9年度から開始をしております。現在は週3回運行をしております。平成26年度では約3万7,000冊の図書を集配したところでございます。

また、蔵書を十分活用する方策といたしまして、平成25年度より、本館から中央公民館図書室への大規模な本の移管処置、処理に着手をいたしまして、26年度までの2年間で約1,600冊の移管を行ったところでございます。

中央公民館図書室の貸出冊数は増加傾向でありますため、今後も魅力のある本棚の維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） いかるがホール、また各公民館の4つのサービスポイントにおいて、どこからでも本を借りられ、どこでも返すことができるだけでなく、本の予約をして希望の場所で本を受け取れるサービスはよいのですが、本の返却をあともう少し便利にならないかというような声をよく聞きます。

例えば、役場やいきいきプラザのフロアに返却ボックスを設置することが、より、ますます図書館が利用しやすくなると思うのですが、町の見解をお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 役場本庁舎などの公共施設の返却ボックス設置につきましては、今後の課題といたしまして、住民の方々のニーズに応じてその仕組みづくり、当然、施設を管理されておられる管理者の方々の協力も必要なことから、そうしたことも含めま

して、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今後、図書館協議会で検討していただくときには、町の施設に限ってお願いしている今、私の思いですが、つまり、コンビニ等民間を利用するとコストがかかってしまいます。また、駅等であれば、本の返却ボックスにごみの投げ入れや火災などの問題が全国各地で起こっており、難しい状況であるが、何とか本を借りる方の利便の向上になるように考えていただきたいと思います。

先ほど、同僚議員がちょっと質問されましたので、今後の図書館の運営についての質問は、ちょっと質問のところに載せておりますが、ちょっと割愛させていただきます。

これからも、斑鳩の図書館は、住民にとって利用しやすく、住民ニーズの変化に対応した情報発信の拠点になるようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

小学校の洋式トイレが少なく、洋式のトイレしか使えない児童がふえて、休憩時間に使うことができずに困っている子どもがいると聞いたことがあるのですが、町立小学校のトイレにおける洋式便器の設置状況についてお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、小学校の3校において児童が使用するトイレは、基本的に各教室棟の各階ごとに、男子用、女子用それぞれ1か所ずつ設置をしております。その各トイレごとの大便器のうち1か所以上は洋式の便器を設置をしている状況でございます。その便所の箇所数といたしましては、斑鳩小学校で6か所、斑鳩西小学校で7か所、斑鳩東小学校で6か所となっております。

次に、各小学校ごとの洋式便器の設置状況につきまして、学校別、男女別に説明をさせていただきますと思います。まず、斑鳩小学校におきましては、男子の大便器の総数18か所のうち洋式便器が6か所、その率が33.3%、女子の便器の総数44か所のうち洋式便器が10か所でありまして、その率が22.7%となっております。次に、斑鳩西小学校でございます。男子の大便器、総数21か所のうち洋式便器が7か所で33.3%、女子の便器の総数39か所のうち洋式便器が8か所で20.5%でございます。斑鳩東小学校でございます。男子の大便器の総数24か所のうち洋式便器が6か所で率が25%、女子の便器の総数44か所のうち洋式便器が10か所で率が22.7%となっております。男子トイレの洋式化の率が高くなっておりますのは、もともと設置しております大便器の数が男子トイレのほうが少ないために、率にいたしますと



高くなるということでございます。以上です。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今のお答えを踏まえて、児童が洋式トイレに集中して休憩時間内にトイレを済ませられないという状況がないのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 各小学校に確認をしたところでございますけども、休憩時間中に洋式トイレに児童が集中はするものの、休憩時間内に使うことができないといった状況はないというふうに聞いてございます。

なお、新入生児童の中には和式の便器を使ったことがない児童も当然おりますことから、各小学校におきましては、入学時に和式便器の使い方について教員が見本を示すなどの方法により指導を行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今のお答え、ちょっと私が児童の父兄にお聞きしている話とちょっとその話、ずれがあるんですが、洋式トイレの混雑により困っている児童がないとしても、各家庭において便器の洋式化が進んでいることから、学校においても便器を洋式化していく必要があると思うのですが、町の見解をお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 質問者がおっしゃいますように、各家庭におきましても、生活スタイルの変化などに伴いトイレの洋式化が進んでおります。というよりも、ほとんど洋式便所ということでございますけども、本町におきましては、生活スタイルに応じた過ごしやすい学校生活を送ることができる環境整備を進めていく必要があると考えておりますことから、ご質問の既存の和式便器を洋式便器に改修していくことについては、今後、国の補助金の活用等も視野に入れながら検討をしてまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、現在におきましても、公園や駅など公的な施設のトイレが必ずしも全てが洋式化されていない現状もありますことから、たとえ整備されていたとしても、使用するものが重なれば当然使うことができないものでありますことから、和式便器の使い方あるいはあらかじめ余裕を持ってトイレを済ますなど社会生活を営む上で基本的な知識については、当然学校でも指導するわけではありますが、家庭教育においても身につけていただくことが必要であるのではないかとこのように考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今後、国の補助金の活用等を視野に入れて、検討のほどよろしくお願いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

あすは、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時43分 散会）